

医師の診断を受け、保護者が登校届けを記入することが考えられる疾患 学校に書類(登校届)を取りに来てもらうこと

| 感染症名 | 感染しやすい期間(※) | 登校のめやす |
|---|---|---|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と、開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病およびヘルパンギーナ | 手足口病…手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間 ヘルパンギーナ…急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること。ただし学童は適切に被覆すれば登校可能。 |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(ー)としている

| 感染症名 | 感染経路 | 集団生活の対応 |
|-----------------|--|---|
| 伝染性軟属腫ウイルス(水いぼ) | 集団生活、水遊び、浴場等で皮膚と皮膚が接触することにより、周囲の子どもに感染する可能性がある | 水いぼを衣類、包帯、耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ。プールの水では感染しないので、入っても構わない。 |
| 伝染性膿疱疹(とびひ) | 水疱やびらん、痂皮等の浸出液に原因菌が含まれており、患部をひっかいたり、かきむしったりすることで、湿疹や虫刺され部位等の小さな傷を介して感染する | 病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆えば、通学可能。プールでの水遊びや水泳は治癒するまで不可。 |
| アタマジラミ | 接触感染。家族内や集団の場での直接感染、あるいはタオル、くし、帽子を介しての間接感染。 | 出席停止の必要なし。ただしできるだけ早期に適切な治療をする必要がある。 |

芳賀郡以外の場合は、旧式の証明書を学校に取りに来てもらい医師に記入してもらう